（証券コード　7944）
2012年５月31日

株　主　各　位

静岡県浜松市北区細江町中川2036番地の１
ローランド株式会社
代表取締役社長　田　中　英　一

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2012年６月21日（木曜日）午後５時15分までに書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2012年６月22日（金曜日）午前10時

２．場　　所　静岡県浜松市中区板屋町111番地の２
オークラアクトシティホテル浜松　４階　平安の間
開催場所につきましては、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

３．目的事項
報告事項　１．第40期（自　2011年４月１日　至　2012年３月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第40期（自　2011年４月１日　至　2012年３月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役11名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件

４．招集にあたっての決定事項

【議決権を複数回行使された場合の取扱い】

① 電磁的方法（インターネット）により議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。

② 電磁的方法（インターネット）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使された場合には、電磁的方法（インターネット）による議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

５．議決権の行使についてのご案内

【書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2012年６月21日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご返送ください。**

【電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（57頁から58頁まで）をご高覧の上、パソコン、携帯電話又はスマートフォンから当社の議決権行使サイト(http://www.evote.jp)にアクセスしていただき、画面の案内に従って**2012年６月21日（木曜日）午後５時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。**

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

（ご注意）

１．　①連結計算書類の連結注記表、②計算書類の個別注記表、③会社の支配に関する基本方針につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（http://www.roland.co.jp/ir/meeting.html）に掲載しております。

２．　株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.roland.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2011年４月１日
至　2012年３月31日）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、日本国内では東日本大震災の影響による経済活動の一時的な停滞からは脱したものの、円高による景気下振れが懸念される状況が継続しました。また、北米の景気回復のスピードは遅く、欧州ではユーロ圏での財政・金融不安が深刻化する等、日本、北米、欧州の主要市場において先行き不透明な状況で推移しました。一方、中国やブラジル等の新興国市場では、景気拡大の速度が緩やかになるものの、持続的な経済成長が見られました。

このような経済環境において、電子楽器事業では、付加価値の高い新製品を多数、市場に投入するとともに、コンテストや製品イベント等による幅広い顧客層への直接訴求に努め、新たな需要喚起に取組みました。また、ショップ・イン・ショップのグローバル展開や、教育分野への用途提案等、販売・流通網の拡充にも注力しました。

製品別では、ギター関連電子楽器や家庭用電子楽器で新製品が好調に推移しましたが、シンセサイザーや電子ドラムで、高価格帯の既存製品を中心に販売が低調に推移しました。また、映像・音響及びコンピュータ・ミュージック機器においては、音楽制作ソフトウェアやレコーダーが伸び悩みました。

地域別では、中国、ブラジル、ロシア等の新興国市場は着実に成長しましたが、日本、北米、欧州の主要市場において、先行き不安による個人消費の低迷が継続し、販売が減少しました。

結果、円高の影響もあり、売上高は423億14百万円（前期比7.6％減）、10億36百万円の営業損失（前期は営業損失１億28百万円）となりました。

コンピュータ周辺機器事業においては、当期より「事業の軸を増やす」、「コスト競争力の強化」、「マーケットマネジメントの強化」を重点施策として、将来にわたる経営基盤の構築に取組みました。また、中長期的な経済成長が見込まれるアジア市場への対応を図るため、現地の需要に適した製品を企画、生産する拠点としてタイに子会社を設立し、2012年10月の稼動開始に向けて工場の建設を進めました。

製品別では、プリンターはデスクトップサイズの新製品やUVプリンターの新製品の販売が好調に推移しましたが、既存の主力製品の販売が伸び悩み、全体として前期を下回りました。一方、工作機器は、前期にデンタル市場に投入した製品が販売に貢献し、前期を上回りました。

地域別では、日本において、新製品による付加価値の高い印刷ビジネスの提案等が売上拡大に結び付き、前期を上回りました。また、北米や欧州においても新製品を中心に販売が堅調に推移しました。一方、アジアでは第２四半期以降、販売回復に向かったものの、現地メーカーとの競争激化や第１四半期に現地在庫を考慮し中国向けの出荷を抑制したことが影響し、前期を下回りました。

結果、売上高は325億10百万円（前期比0.2%増）、営業利益は円高や人件費等の販売費及び一般管理費の増加の影響もあり、19億８百万円（前期比20.4%減）となりました。

以上の結果、全体の売上高は748億25百万円（前期比4.4%減）、営業利益は８億72百万円（前期比61.6%減）、経常利益は１億36百万円（前期比85.0%減）となり、最終利益は、営業利益の減少に加え、繰延税金資産の取崩し等により19億30百万円の当期純損失（前期は当期純損失６億94百万円）となりました。

【電子楽器事業】

［電子楽器］

シンセサイザーは、日本、北米、欧州の主要市場で高価格帯のモデルを中心に既存製品の販売が低調に推移し、前期を大きく下回りました。電子ドラムは、日本では、新音源を搭載した新製品が第４四半期に発売され、ほぼ前期並みの売上となるものの、北米や欧州で既存製品が全般的に低調に推移しました。結果、電子楽器の売上高は、154億58百万円（前期比11.4%減）となりました。

［ギター関連電子楽器］

ギター用エフェクターは、中南米やアジアで販売が好調であったものの、欧州を中心に複数機能を持ったマルチ・タイプの販売が伸び悩み、全体として前期並みとなりました。また、ギター用マルチトラック・レコーダーは既存製品が低調に推移し前期を大きく下回りましたが、ギター・シンセサイザーは新製品の販売が大きく伸長しました。結果、ギター関連電子楽器の売上高は、88億30百万円（前期比2.8%減）となりました。

[家庭用電子楽器]
電子ピアノは、中南米とアジアでは販売が伸長し、日本では主力シリーズの新製品が第４四半期に発売され、販売は底堅く推移しましたが、欧州での販売が伸び悩み、全体として前期を下回りました。一方、自動伴奏機能付き音源の海外向け新製品が、欧州を中心に好調に推移しました。結果、家庭用電子楽器の売上高は、106億45百万円（前期比1.5%減）となりました。

[映像・音響及びコンピュータ・ミュージック機器]
業務用分野では、日本と欧州において企業の設備投資が減少したことを背景に、音響機器の販売が伸び悩んだものの、映像機器はインターネットを利用したライブ動画配信用AVミキサーの新製品が貢献したことにより前期を上回りました。一方で、コンピュータ・ミュージック機器では、音楽制作ソフトウェアやポータブル・レコーダーの販売が減少しました。結果、映像・音響及びコンピュータ・ミュージック機器の売上高は、52億11百万円（前期比11.6%減）となりました。

[その他]
日本国内における通信カラオケ機器用音源の販売と音楽教室の売上が減少しました。音楽教室の売上減少は、教室拡充に向けた販売店様との提携強化により当社教室運営の一部を移管したことによります。結果、その他の売上高は、21億68百万円（前期比16.0%減）となりました。

以上の結果、電子楽器事業の売上高は423億14百万円（前期比7.6%減）となりました。

【コンピュータ周辺機器事業】
プリンターは、メタリックシルバーインクを搭載したコンパクトサイズの新製品が好調であったことに加え、立体物に直接印刷が可能なUVプリンターの新製品が好調に推移しました。また、アジアのサイン・ディスプレイ市場での需要獲得を目指し、中国と韓国市場向けに水性インクジェットプリンターの新製品も投入しました。一方で、欧州の設備投資意欲の減退による高額機種の販売減少や、アジアにおける現地メーカーとの競争激化により販売が伸び悩む等、全体としては前期を下回りました。
工作機器は、彫刻機の販売が堅調に推移したことに加え、デンタル市場向けの切削機が販売に貢献しました。またホビー市場向けの小型切削加工機の新製品を投入し、新たな市場開拓の取組みを進めました。

サプライ品は、海外での需要増加や、様々な形状に加工されるパッケージへの印刷を可能とする、高い伸縮性を有するUV硬化インクが好調に推移する等、インクを中心に売上を伸ばしました。

以上の結果、コンピュータ周辺機器事業の売上高は、325億10百万円（前期比0.2%増）となりました。

（単位：百万円）

	電子楽器事業		コンピュータ周辺機器事業	
	売上高	営業損失	売上高	営業利益
第40期 （当連結会計年度） （2012年３月期）	42,314	1,036	32,510	1,908
第39期 （2011年３月期）	45,815	128	32,454	2,398
増減率	△7.6%	－	0.2%	△20.4%

２．対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

ローランド・グループは創業以来、世界初、日本初となる革新的な新製品をマーケットに提供してきました。将来にわたってお客様のニーズに応える新製品の創造、新規分野の開拓を追求し続けます。

イメージを音にする、映像にする、形にする、それを組み合わせる、これがローランドにとってのチャレンジであり、その活動の根底にある精神は、ローランド・グループが掲げる３つのスローガンに集約されています。

・創造の喜びを世界にひろめよう
・BIGGESTよりBESTになろう
・共感を呼ぶ企業にしよう

(2) 目標とする経営指標

電子楽器事業、コンピュータ周辺機器事業それぞれの安定的な収益確保を目指し、事業別の売上高営業利益率を重視するとともに、株主価値の拡大を目指し、自己資本利益率（ROE）の向上に努めています。

(3) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

ローランド・グループは、幅広い商品を扱うため、それぞれの分野でのアイデンティティを高めるため、事業と製品群に応じたマルチブランド戦略を展開しています。

【電子楽器事業】

電子楽器／業務用音響・映像機器	Roland
ギター関連機器	BOSS
コンピュータ・ミュージック	Cakewalk
大型クラシックオルガン	Rodgers
【コンピュータ周辺機器事業】	Roland DG

市場の変化に迅速に対応するため、ローランド・グループはそれぞれのブランドに集中した経営体制を整備しています。グループ各社がそれぞれのブランド価値向上を軸に活動を行い、全体として安定した収益基盤の確保を目指します。

以下は事業別の戦略と課題です。

【電子楽器事業】

① 「Better Life with Music（ベター・ライフ・ウィズ・ミュージック）」の実現

「Better Life with Music」は、楽器演奏を通じて生活に潤いを与える音楽の楽しみをご提案する、ローランドの楽器需要創造の取組みです。楽器演奏に興味はあるが踏み出すことのできないお客様の課題やご要望を、ひとつひとつ解決していくことで、より多くの方に楽器演奏を楽しんでいただくことができます。暮らしの中にもっと音楽を。ローランドは、楽器を演奏する楽しみと、より多くの喜びをご提案しています。

② 「MONO-KOTO 301 PROJECT（モノ-コト301プロジェクト）」の推進

「カテゴリー別No.１商品を創り育てる」、「Roland Value（ローランドバリュー）を30%UPする」ことを目標とした「MONO-KOTO 301 PROJECT」を推進しています。「Roland Value」とはローランドがお客様に提供できる全ての価値です。楽器としての完成度を追求する「モノづくり」とともに、コンテストやイベント、ショップ・イン・ショップ、カスタマーサポート等、製品をお客様に伝え、広めていく様々な「コトづくり」にも取組むことで、Roland Valueを30%アップし、それぞれの製品分野でNo.１を目指します。

③ 成長分野の取組み

鍵盤楽器、打楽器、ギター関連機器等を中心とした楽器分野に加え、業務用音響・映像機器とコンピュータ・ミュージックをベースとした

メディア・プロダクションの分野を新たな成長分野と位置付け、販売拡大に注力しています。

デジタル化が進む業務用音響・映像機器の分野では、コンサート等のライブ演奏の演出から、収録、編集、制作までを一貫して行える「音と映像のトータル・ソリューション」提案を引き続き推進します。

また、メディア・プロダクションの分野では、パソコン性能の向上により、ご家庭でも高度な音楽制作が可能となってきました。高音質で快適な音楽制作を実現する、ハードとソフトを融合したソリューション・パッケージのご提案により、需要開拓を図ります。

④ グローバル生産体制の構築

日本で開発した基礎技術、応用技術をベースとして、生産は消費地に近い拠点で行う「ローカル・プロダクション」を推進しています。輸送等の事業効率の向上のみならず、地域ごとに異なるニーズに沿った商品供給を目指します。中国の生産拠点においても、低価格帯商品の輸出だけではなく、中国国内市場を視野に入れた生産拡充を進め、日本、台湾、北米、欧州の生産拠点と合わせ、より柔軟に対応できるグローバル生産体制の構築を目指します。

⑤ 音楽教育事業の強化

当社はミュージックデータや自動伴奏等、電子楽器の特徴的機能を音楽性の向上に効果的に活かす独自の考え方、「ism（イズム）」に基づく新しいレッスンスタイルを提唱しています。この考え方に基づき日本国内では、当社が開発した教育システムと育成した講師の方々を資産として、販売店様と提携し、音楽教室を全国展開しています。海外でも各国の音楽教育機関や販売店様との提携を進め、事業強化を図ります。さらに当期からは教育機器事業部を設立し、教育市場に向けた製品や用途提案を強化しています。

⑥ ショップ・イン・ショップ展開による流通強化

様々な商品が溢れる中にあっても、当社商品を十分に理解していただいた上で購入いただくために、販売店様との提携により、店舗内に当社商品専門の販売スペースを設置するショップ・イン・ショップをグローバルに展開しています。充実した商品展示と専任販売員の接客により、当社商品の魅力を直接お客様にお伝えします。

現在では、バンド演奏や音楽制作の楽しみをご提案する「Roland Planet（ローランド・プラネット）」、「Roland Planet」をコンパク

トにした「Roland Planet X（ローランド・プラネット・エックス）」、楽器演奏の楽しみをご家庭にお届けする「Roland Foresta（ローランド・フォレスタ）」の３つの形態で展開しています。今後は、生活の質を向上するソリューション、新しい興味を刺激するアプリケーション、音楽を通じた豊かなコミュニケーション等、「Better Life with Music」のご提案により、お客様の豊かな音楽生活をトータルでサポートしていきます。

【コンピュータ周辺機器事業】

コンピュータ周辺機器事業では、カラー＆３Ｄのデジタル制御技術をベースに、お客様のイメージをカタチにする製品・サービスの提供に取組んでいます。

主力とする先進国サイン市場では成熟化とプリンター製品のコモディティ化が進行しています。こうした中、当市場の活性化と新たな高付加価値市場の創出を命題として、「ものづくり（製品）」中心であった事業活動の仕組みを、顧客価値を創造する「価値づくり」に転換する取組みをスタートしました。また、新興国の経済成長やデジタル・ネットワーク技術の発展等、社会構造変化を積極的に取り込みながら新規事業を育成し、持続的成長の実現に努めます。

① 事業グループ一体化への構造改革

今後一層のグローバル化が進む市場の環境変化に対応し「価値づくり」を実現するためには、各地域のお客様の要望や市場の動向を事業戦略に反映して迅速に実行することが重要となります。

ものづくり機能とセールス＆マーケティング機能の一体化と同時に、グローバル市場を地域ブロックでマネジメントし、既存市場への対応だけでなく新規市場の開拓、現地パートナーとの共同開発等、事業戦略を着実に実行できる組織と仕組みづくりを進めます。また、市場と技術の両面から新たなビジネスの可能性を見出し、事業化を促進する機能として経営戦略室を設置し、スピード感と競争力を伴った製品企画力の強化を図ります。

② 開発及び生産体制の強化

デジタル・データを共有し同時進行で業務を進める「デジタル・ファクトリー」の考え方に基づき、コンカレントな製品実現やセル生産方式による多品種少量生産等、柔軟なものづくりに取組んできました。今後、多様化が進む顧客価値を実現するためには、従来の水準とは異

なる製品企画力、コスト競争力、為替対応力、品質レベル、生産リードタイム短縮等が求められます。グローバル・マーケティングと連携したプロセスの刷新をはじめ、タイ工場設立による海外生産、海外調達、コア技術増強のための研究開発投資等、ものづくり体制の強化を進めます。

③ 事業グループ経営の効率化

事業分野が複雑化する中で事業グループの競争力を向上するためには、全体の経営資源をフルに活用し、優位性と効率性を高める必要があります。2011年にはIV（Integration Values:価値統合）プロジェクトを販売会社５社が集中する欧州で立上げ、重複する管理業務の統合やSCM（Supply Chain Management）の効率化によるリードタイム短縮やコスト削減、新規事業開拓へのリソース再配分等の取組みを始めました。今後は事業グループ全体に範囲を広げ、収益性、成長性の拡大に努めます。

また、個人向け製品ではWEBを活用したマーケティングや販売活動を進めており、効率化と同時に市場創出の新たなビジネスモデル確立を目指します。

３．設備投資の状況

当連結会計年度は、電子楽器事業においては新製品開発に伴う金型投資等を中心に７億74百万円、コンピュータ周辺機器事業においては金型及び設備改修費用等により５億12百万円、総額12億87百万円の設備投資を実施しました。

４．直前３事業年度の財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第37期 (2009年３月期)	第38期 (2010年３月期)	第39期 (2011年３月期)	第40期 (当連結会計年度) (2012年３月期)
売　上　高(百万円)	100,506	75,034	78,270	74,825
経常利益又は経常損失（△）(百万円)	6,050	△541	909	136
当期純利益又は当期純損失（△）(百万円)	1,047	△2,090	△694	△1,930
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	41円72銭	△83円99銭	△29円21銭	△81円16銭
総　資　産(百万円)	93,886	81,675	79,121	73,643
純　資　産(百万円)	71,499	68,277	64,129	60,260

（注）１株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき計算しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第37期 (2009年３月期)	第38期 (2010年３月期)	第39期 (2011年３月期)	第40期 (当期) (2012年３月期)
売　上　高(百万円)	40,330	30,355	32,719	27,831
経常利益又は経常損失（△）(百万円)	2,545	△436	△138	△999
当期純利益又は当期純損失（△）(百万円)	1,013	△118	△109	△4,283
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	40円37銭	△4円75銭	△4円61銭	△180円05銭
総　資　産(百万円)	54,376	47,341	46,379	42,738
純　資　産(百万円)	45,344	43,636	42,789	38,045

（注）１株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき計算しております。

５．重要な子会社の状況

名　　称	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
ボ　ス　株　式　会　社	40百万円	100%	電子楽器の開発
ローランド　ディー.ジー.株式会社	36億68百万円	40.0%	コンピュータ周辺機器の製造販売
Roland Europe S.p.A.	EUR 9,928千	100%	電子楽器の製造
Rodgers Instruments Corporation	US$ 42,500千	100%	電子楽器の製造販売
Roland Corporation U.S.	US$ 545千	100%	電子楽器の販売
Roland (U.K.) Ltd.	Stg.£ 5,019千	99.7%	電子楽器の販売
Roland Elektronische Musikinstrumente HmbH.	EUR 3,300千	100%	電子楽器の販売
Roland DGA Corporation	US$ 4,196千	87.4% (87.4)	コンピュータ周辺機器の販売
Roland Canada Ltd.	CAN$ 7千	79.4%	電子楽器の販売
Roland Central Europe N.V.	EUR 75千	100%	電子楽器の販売
Roland DG Benelux N.V.	EUR 72千	70.0% (70.0)	コンピュータ周辺機器の販売
Roland Italy S.p.A.	EUR 1,550千	100%	電子楽器の販売
Roland DG (U.K.) Ltd.	Stg.£ 3,383千	98.9% (98.9)	コンピュータ周辺機器の販売
Electronic Musical Instruments Roland Scandinavia A/S	DKr 600千	85.0%	電子楽器の販売
Roland Systems Group EMEA, S.L.	EUR 7,214千	98.8%	電子楽器の販売
Roland Corporation Australia Pty Ltd	A$ 833千	90.0%	電子楽器の販売
Roland Systems Group U.S.	US$ 6,000千	100%	電子楽器の販売
Roland Digital Group Iberia, S.L.	EUR 106千	97.7% (97.7)	コンピュータ周辺機器の販売
Roland DG Mid Europe S.r.l.	EUR 1,000千	98.0% (98.0)	コンピュータ周辺機器の販売
Roland Brasil Importacao, Exportacao, Comercio, Representacao e Servicos Ltda.	R$ 15,780千	98.9%	電子楽器、コンピュータ周辺機器の販売
Roland DG North Europe A/S	DKr 7,500千	100% (100)	コンピュータ周辺機器の販売
Cakewalk, Inc.	US$ 34千	60.1%	電子楽器の製造販売
Roland Taiwan Electronic Music Corporation	NT$ 122,000千	50.0%	電子楽器の製造
Roland Electronics (Suzhou) Co.,Ltd.	RMB 56,979千	85.0% (10.0)	電子楽器の製造
Roland (Shanghai) Logistics Co.,Ltd.	RMB 7,996千	70.0%	電子楽器の販売
Roland DG Australia Pty. Ltd.	A$ 300千	85.2% (85.2)	コンピュータ周辺機器の販売

（注）１．当社の出資比率の（　）内は、間接所有による出資比率を内数で記載しております。
２．Roland（Shanghai）Logistics Co.,Ltd.及び　Roland DG Australia Pty. Ltd.は、その重要性が増したため、当連結会計年度より重要な子会社に含めております。

６．主要な事業内容（2012年３月31日現在）

ローランド・グループは、電子楽器及びコンピュータ周辺機器の開発、製造、販売を主要な事業とし、かつ、これに付帯する事業を営んでおります。

当連結会計年度におけるセグメント毎の売上高と構成比は、次のとおりです。

セグメントの名称	品目	売上高	売上構成比
電子楽器事業	電子楽器	15,458百万円	20.7%
	ギター関連電子楽器	8,830	11.8
	家庭用電子楽器	10,645	14.2
	映像・音響及びコンピュータ・ミュージック機器	5,211	7.0
	その他	2,168	2.9
	小計	42,314	56.6
コンピュータ周辺機器事業	プリンター、プロッタ他	32,510	43.4
合計		74,825	100.0

（注）セグメント間の取引については相殺消去しております。

７．主要な営業所及び工場等（2012年３月31日現在）

会社名	名称	所在地
当社	本社工場	浜松市北区
	都田工場・都田試験センター	浜松市北区
	松本工場	長野県松本市
	浜松研究所	浜松市北区
	浜松流通センター	浜松市中区
	東京オフィス	東京都千代田区
	大阪オフィス	大阪市北区
ローランド　ディー.ジー.株式会社	本社	浜松市北区
	都田事業所	浜松市北区
ボス株式会社	本社	浜松市北区
Roland Europe S.p.A.	本社工場	Acquaviva Picena, Italy
Roland Corporation U.S.	本社	Los Angeles California, U.S.A.
Rodgers Instruments Corporation	本社工場	Hillsboro Oregon, U.S.A.

８．使用人の状況（2012年３月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子楽器事業	2,173名	21名増
コンピュータ周辺機器事業	990名	27名増
合計	3,163名	48名増

（注）上記のほか、臨時使用人として期中平均雇用人員288名がおります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
886名	46名増	43歳2ヶ月	18年4ヶ月

（注）上記のほか、出向社員２名、臨時使用人として期中平均雇用人員202名がおります。

Ⅱ　会社の株式に関する事項（2012年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　60,000,000株

２．発行済株式総数　25,572,404株

３．株主数　5,259名

４．単元株式数　100株

５．大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人ローランド芸術文化振興財団	2,335千株	9.8%
TAIYO FUND, L.P.	1,789	7.5
梯　郁太郎	1,507	6.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,210	5.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	1,119	4.7
ローランド社員持株会	876	3.7
株式会社りそな銀行	561	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	453	1.9
NORTHERN TRUST CO. AVFC RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	436	1.8
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB SEC INT NON-TR CLIENT	385	1.6

（注）当社は自己株式1,785,290株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ　会社役員に関する事項

１．取締役及び監査役の氏名等（2012年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中　英一	営業部門、教育機器事業部担当 ボス(株)代表取締役社長
専務取締役	西澤　一朗	管理部門、監査室担当
常務取締役	近藤　公孝	メディアプロダクション部門担当、 ＲＳＧ営業部長
取締役	柳瀬　和也	ＭＩ開発部門、品質保証部担当
取締役	池上　嘉宏	生産部門担当、資材部長
取締役	木下　裕史	総務・人事部門担当、人事部長
取締役	三木　純一	オルガン・クラシック開発部門担当、 クラシック開発部長
取締役	湯川　純郎	技術部門担当、技術開発部長
取締役	ジョン・ブース	Roland（U.K.）Ltd.取締役
取締役	佐藤　克昭	佐藤経済研究所所長、浜松学院大学教授
常勤監査役	中村　健也	
監査役	川島　実	アルタスコンサルティング代表
監査役	前川　三喜男	石塚硝子(株)社外監査役、 伊勢湾海運(株)社外監査役、 愛知淑徳大学教授、 プレミアム監査法人代表社員

（注）１．2012年１月31日をもって、監査役　河合　保氏は、辞任により退任いたしました。
２．取締役　佐藤克昭氏は、社外取締役であります。
３．監査役　川島　実氏及び前川三喜男氏は、社外監査役であります。

4．監査役　中村健也氏及び前川三喜男氏は、次のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役　中村健也氏は、公認会計士事務所での勤務経験を有し、通算20年以上にわたり決算手続き及び財務諸表の作成等の経理業務に従事しておりました。
・監査役　前川三喜男氏は、公認会計士の資格を有しております。
5．取締役　佐藤克昭氏、監査役　川島　実氏及び前川三喜男氏につきましては、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

（決算期後の異動）

2012年４月１日付をもって、取締役の担当及び重要な兼職の状況が、次のとおり変更となりました。

氏　　名	異　　動　　後	異　　動　　前
近　藤　公　孝	メディアプロダクション部門担当、 ＲＳＧカンパニー取締役 海外営業部長	メディアプロダクション部門担当、 ＲＳＧ営業部長
池　上　嘉　宏	生産部門担当	生産部門担当、 資材部長
木　下　裕　史	総務・人事部門担当、 総務・人事部長	総務・人事部門担当、 人事部長
三　木　純　一	オルガン開発部門担当、 オルガン開発部長	オルガン・クラシック開発部門担当、 クラシック開発部長

２．取締役及び監査役の報酬等の総額

	支　給　人　員	支　　給　　額
取　　締　　役	11名	155,336千円
監　　査　　役	5名	34,920千円
合　　計	16名	190,256千円

（注）取締役及び監査役の報酬等の総額の最高限度額は、2007年６月22日開催の第35期定時株主総会において、取締役については年額250,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査役については年額50,000千円以内と決議いただいております。

３．社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役　佐藤克昭氏、監査役　川島　実氏及び前川三喜男氏の重要な兼職の状況は、本招集ご通知16頁「Ⅲ 会社役員に関する事項　１．取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。当社とこれらの法人等との間に特別な関係はありません。

(2) 主要取引先等の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取締役	佐　藤　克　昭	同氏は、当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、経営の専門家としての見地から審議事項及び報告事項に関して必要な発言を行っております。
監査役	川　島　　実	同氏は、当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席し、経営の専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性や適正性について、助言及び提言を行っております。
監査役	前　川　三喜男	同氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、また、監査役会13回の全てに出席し、会計の専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性や適正性について、助言及び提言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 社外役員に対する報酬等の総額

支　給　人　員	支　給　額
3名	18,000千円

Ⅳ　会計監査人の状況

１．会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

２．会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	60百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	106百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

３．非監査業務の内容

公認会計士法第２条第１項に規定する業務に基づく報酬以外の報酬は、国際財務報告基準（IFRS）に関する助言、指導業務及び国際コンサルティング業務に対する報酬です。

４．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

６．会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

７．連結子会社の監査

当社の重要な海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の者（所在国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

Ⅴ　会社の体制及び方針

１．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり決議しています。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法令、定款及び企業倫理順守の徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、管理部門担当役員が委員長の任にあたります。その基本方針として「ローランド・グループ　コンプライアンスガイドライン」を策定し、取締役を含めた全従業員の指針とします。

② 「役員就業規則」により、取締役として要求される法令順守や行動規範を定め、その順守を義務付けます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ基本規程」、「文書管理規程」及び関連諸規程に基づき、適切に保管、管理を行うとともに情報セキュリティを確保します。

② 当社に係る情報を適時、適切に開示するため「情報開示規程」を策定し、管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社の業務執行に係るリスクについて、その未然防止及び迅速な対処を行うことを目的として、「リスク管理基本規程」を策定し、リスク管理委員会を設置します。

② 法令や定款に違反する行為については、社内通報制度によりリスクの認識を行い、是正措置及び再発防止策を講じます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を原則として毎月１回開催することとし、必要に応じて適宜臨時に開催することとします。

② 執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化等経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にします。

③ 取締役の任期を１年とすることで事業年度における経営責任の明確化を図ります。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス委員会において、法令、定款及び企業倫理順守の基本方針となる「ローランド・グループ　コンプライアンスガイドライン」の周知徹底を図るとともに使用人の教育や指導にあたります。

② 法令、定款及び企業倫理に違反する行為については、法律事務所を窓口とした社内通報制度を設けることにより速やかに是正措置及び再発防止策を講じる体制を整備し、自浄作用を高めます。また、必要に応じて法律事務所の指導と助言を受けることができる体制とします。

③ 内部監査部門である監査室において、内部統制の有効性の確認、改善点の指摘を行います。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 創業以来の一貫した基本的方針である「創造の喜びを世界にひろめよう」、「BIGGESTよりBESTになろう」、「共感を呼ぶ企業にしよう」という３つのスローガンをローランド・グループ全てに適用する行動指針とします。

② ローランド・グループの関係会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、適切に管理監督を行える体制とします。

③ 金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制の整備・構築を推進します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査室の要員に対し、その職務の補助者として必要に応じて、監査業務の補助を行うよう命令できるものとします。

(8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室の要員の評価、任命、解任、人事異動については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保します。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役会を原則として毎月１回開催することとし、事前に審議事項及び報告事項に係る資料を監査役に配付します。

② 監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会、会計監査人と代表取締役による意見交換会を開催するものとします。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対しては毅然たる態度で一切関係を持たず、いかなる取引も行わないことを基本方針としています。

(2) 整備状況

① 「ローランド・グループ　コンプライアンスガイドライン」において、行動基準の一つとして上記の基本方針を定め、全役職員に周知しています。

② 不当要求への対応統括部署である総務・人事部及びコンプライアンス室に、公安委員会に届出した不当要求防止責任者を配置しています。

③ 企業防衛を目的に設置された「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、対応統括部署が中心となって、反社会的勢力に関する情報収集及び知識習得に努めるとともに、不当要求等の事案が発生した場合は、当該協議会、警察、暴力追放運動推進センターや顧問弁護士に早期に報告及び相談を行う体制にしています。

④ 「静岡県企業防衛対策協議会」より入手した不当要求事例については、社内のイントラネットを通じてタイムリーに該当部署に紹介し、被害防止対策に努めています。

◎本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切捨て、比率は小数点第１位未満を四捨五入して表示しております。但し、１株当たり当期純利益又は当期純損失につきましては、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2012年３月31日現在)　　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	48,946,255	流動負債	10,465,619
現金及び預金	14,888,089	支払手形及び買掛金	3,263,406
受取手形及び売掛金	9,828,197	短期借入金	798,464
商品及び製品	14,999,529	1年内返済予定の長期借入金	253,904
仕掛品	702,222	未払法人税等	193,173
原材料及び貯蔵品	4,550,601	繰延税金負債	5,472
繰延税金資産	1,312,472	賞与引当金	1,244,063
その他	2,986,437	製品保証引当金	419,325
貸倒引当金	△321,294	その他	4,287,808
固定資産	24,696,774	固定負債	2,916,932
有形固定資産	17,710,988	長期借入金	9,616
建物及び構築物	7,779,664	繰延税金負債	347,115
機械装置及び運搬具	707,412	再評価に係る繰延税金負債	164,155
工具、器具及び備品	1,258,075	退職給付引当金	473,175
土地	7,884,078	その他	1,922,869
建設仮勘定	81,756	負債合計	13,382,551
無形固定資産	1,602,043	(純資産の部)	
のれん	418,822	株主資本	52,100,315
ソフトウエア	750,812	資本金	9,274,272
ソフトウエア仮勘定	262,664	資本剰余金	10,801,175
その他	169,743	利益剰余金	33,793,387
投資その他の資産	5,383,742	自己株式	△1,768,520
投資有価証券	2,109,667	その他の包括利益累計額	△7,964,407
長期貸付金	29,198	その他有価証券評価差額金	10,531
繰延税金資産	436,162	土地再評価差額金	△1,475,849
その他	2,889,876	為替換算調整勘定	△6,499,089
貸倒引当金	△81,162	少数株主持分	16,124,570
資産合計	73,643,029	純資産合計	60,260,478
		負債・純資産合計	73,643,029

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

（自　2011年４月１日
至　2012年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		74,825,431
売上原価		45,031,035
売上総利益		29,794,395
販売費及び一般管理費		28,921,873
営業利益		872,522
営業外収益		
受取利息及び配当金	174,974	
その他	224,940	399,914
営業外費用		
支払利息	60,264	
売上割引	619,739	
為替差損	332,428	
その他	123,166	1,135,598
経常利益		136,838
特別利益		
固定資産売却益	15,098	
投資有価証券売却益	1,547	16,646
特別損失		
固定資産除売却損	27,473	
減損損失	12,782	
投資有価証券評価損	14,999	
労働災害補償金	73,000	
特別退職金	201,582	329,837
税金等調整前当期純損失		176,352
法人税、住民税及び事業税	845,180	
法人税等調整額	489,375	1,334,555
少数株主損益調整前当期純損失		1,510,908
少数株主利益		419,662
当期純損失		1,930,570

（注）記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

（自　2011年４月１日
至　2012年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,274,272	10,801,182	36,207,360	△1,767,961	54,514,854
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△535,228	－	△535,228
当期純損失（△）	－	－	△1,930,570	－	△1,930,570
自己株式の取得	－	－	－	△593	△593
自己株式の処分	－	△7	－	34	27
連結子会社増加に伴う増加高	－	－	51,826	－	51,826
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	△7	△2,413,972	△559	△2,414,539
当期末残高	9,274,272	10,801,175	33,793,387	△1,768,520	52,100,315

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△40,929	△1,498,983	△5,353,845	△6,893,758	16,508,807	64,129,902
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△535,228
当期純損失（△）	－	－	－	－	－	△1,930,570
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△593
自己株式の処分	－	－	－	－	－	27
連結子会社増加に伴う増加高	－	－	－	－	－	51,826
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	51,460	23,134	△1,145,243	△1,070,648	△384,237	△1,454,885
連結会計年度中の変動額合計	51,460	23,134	△1,145,243	△1,070,648	△384,237	△3,869,424
当期末残高	10,531	△1,475,849	△6,499,089	△7,964,407	16,124,570	60,260,478

（注）記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

貸 借 対 照 表

(2012年３月31日現在)　　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**14,979,663**	**流動負債**	**4,143,176**
現金及び預金	2,483,553	買掛金	1,800,170
受取手形	3,128	1年内返済予定の長期借入金	250,534
売掛金	4,599,807	未払金	857,761
商品及び製品	3,584,375	未払費用	134,255
仕掛品	212,427	未払法人税等	46,489
原材料及び貯蔵品	1,902,048	預り金	105,829
繰延税金資産	362,471	賞与引当金	689,846
関係会社短期貸付金	632,830	製品保証引当金	22,746
未収入金	853,695	その他	235,543
その他	345,936	**固定負債**	**549,553**
貸倒引当金	△610	長期未払金	58,800
固定資産	**27,758,587**	再評価に係る繰延税金負債	164,155
有形固定資産	**7,631,603**	退職給付引当金	321,199
建物	2,823,649	その他	5,399
機械及び装置	226,448	**負債合計**	**4,692,729**
工具、器具及び備品	351,613	(純資産の部)	
土地	4,169,100	**株主資本**	**39,511,765**
その他	60,791	**資本金**	**9,274,272**
無形固定資産	**487,282**	**資本剰余金**	**10,801,175**
ソフトウエア	333,855	資本準備金	10,800,378
その他	153,427	その他資本剰余金	796
投資その他の資産	**19,639,700**	**利益剰余金**	**21,204,837**
投資有価証券	1,419,773	利益準備金	847,654
関係会社株式	14,346,491	その他利益剰余金	20,357,182
関係会社出資金	2,885,498	固定資産圧縮積立金	53,998
関係会社長期貸付金	480,000	別途積立金	24,544,000
繰延税金資産	52,934	繰越利益剰余金	△4,240,815
差入保証金	273,309	**自己株式**	**△1,768,520**
その他	183,340	**評価・換算差額等**	**△1,466,244**
貸倒引当金	△1,648	**その他有価証券評価差額金**	**9,605**
		土地再評価差額金	**△1,475,849**
資産合計	**42,738,251**	**純資産合計**	**38,045,521**
		負債・純資産合計	**42,738,251**

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

損　益　計　算　書

（自　2011年４月１日
至　2012年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**27,831,133**
売上原価		**21,284,710**
売上総利益		**6,546,422**
販売費及び一般管理費		**7,861,946**
営業損失		**1,315,523**
営業外収益		
受取利息及び配当金	452,886	
その他	31,479	484,366
営業外費用		
支払利息	5,128	
為替差損	147,641	
その他	15,560	168,330
経常損失		**999,488**
特別利益		
固定資産売却益	87	
投資有価証券売却益	1,547	
抱合せ株式消滅差益	42,366	44,001
特別損失		
固定資産除売却損	11,249	
減損損失	12,782	
関係会社株式評価損	1,395,568	
関係会社出資金評価損	1,102,506	
労働災害補償金	73,000	
特別退職金	201,582	2,796,689
税引前当期純損失		**3,752,176**
法人税、住民税及び事業税	40,621	
法人税等調整額	490,212	530,833
当期純損失		**4,283,009**

（注）記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

（自　2011年４月１日
至　2012年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	9,274,272	10,800,378	804	10,801,182
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立	－	－	－	－
別途積立金の取崩	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－
当期純損失（△）	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	△7	△7
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	△7	△7
当期末残高	9,274,272	10,800,378	796	10,801,175

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	847,654	49,929	25,244,000	△118,508	26,023,075	△1,767,961	44,330,569
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の積立	－	4,068	－	△4,068	－	－	－
別途積立金の取崩	－	－	△700,000	700,000	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	△535,228	△535,228	－	△535,228
当期純損失（△）	－	－	－	△4,283,009	△4,283,009	－	△4,283,009
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△593	△593
自己株式の処分	－	－	－	－	－	34	27
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	4,068	△700,000	△4,122,307	△4,818,238	△559	△4,818,804
当期末残高	847,654	53,998	24,544,000	△4,240,815	21,204,837	△1,768,520	39,511,765

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△42,414	△1,498,983	△1,541,398	42,789,171
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立	－	－	－	－
別途積立金の取崩	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	△535,228
当期純損失（△）	－	－	－	△4,283,009
自己株式の取得	－	－	－	△593
自己株式の処分	－	－	－	27
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	52,019	23,134	75,154	75,154
事業年度中の変動額合計	52,019	23,134	75,154	△4,743,650
当期末残高	9,605	△1,475,849	△1,466,244	38,045,521

（注）記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月10日

ローランド株式会社

取 締 役 会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村　　文 彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙 橋　　寿 佳	㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、ローランド株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方

法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ローランド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月10日

ローランド株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村　文 彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙 橋　寿 佳	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ローランド株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第４０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査に

は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2011年4月1日から2012年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2012年５月11日

ローランド株式会社　監査役会

常勤監査役　中　村　健　也　㊞

社外監査役　川　島　　実　㊞

社外監査役　前　川　三喜男　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

当期は当期純損失を計上することとなり、また繰越利益剰余金が4,240百万円のマイナスとなっておりますが、株主の皆様への安定的な配当を実施するため、別途積立金の一部を取崩し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金　　4,700,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　4,700,000,000円

２．期末配当金に関する事項

期末配当金につきましては、今後の事業展開の一層の拡大に備え、企業体質の強化を図るため、内部留保にも配慮いたす一方、業績を勘案し行うこととしております。

当期の期末配当金につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円（年間配当金は中間配当金10円と合わせて20円）といたします。この場合の配当総額は237,871,140円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2012年６月25日といたします。

第２号議案　取締役11名選任の件

取締役　田中英一、西澤一朗、近藤公孝、柳瀬和也、池上嘉宏、木下裕史、三木純一、湯川純郎、ジョン・ブース、佐藤克昭の10名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	田中英一 ［たなか　ひでかず］ (1958年11月21日生)	1977年３月　当社入社 1991年６月　当社ロッテルダム事務所長 1995年７月　Roland Corporation U.S.駐在 1997年11月　当社海外営業部長 2001年６月　当社取締役就任 2001年８月　当社営業部門担当（現） 2003年５月　当社ロジャース営業部長 2005年４月　当社代表取締役社長就任（現） 2006年４月　当社ＭＩ開発部門担当 当社技術部門担当 2011年７月　当社教育機器事業部担当（現） （重要な兼職の状況） ボス(株)代表取締役社長	46,795株
2	西澤一朗 ［にしざわ　いちろう］ (1948年６月30日生)	1987年７月　当社入社 1992年４月　当社営業業務部長 1995年６月　当社取締役人事部長就任 1998年４月　当社総務・人事部長 1998年６月　当社常務取締役就任 2001年１月　当社社長室長 2001年８月　当社企画・業務部門担当 2002年４月　当社総務・人事部門担当 当社業務部門担当 2002年７月　当社社長室長 2005年６月　当社専務取締役就任（現） 2005年７月　当社管理部門担当（現） 2006年４月　当社監査室担当（現） 2006年６月　当社生産部門担当	29,869株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	近藤公孝 ［こんどう きみたか］ (1956年12月８日生)	1980年３月　当社入社 1996年４月　当社ＤＴＭＰ営業部長 2000年４月　エディロール　インターナショナル(株)へ出向 2001年１月　当社ＤＴＭＰ開発部長 2001年６月　当社取締役就任 2006年４月　当社ＤＴＭＰ開発部門担当 2006年６月　当社常務取締役就任（現） 2007年４月　当社ＭＩ開発部門担当 当社アンプ開発部長 当社ＲＳＧ営業部長 2007年８月　当社Ｖボーカルプロジェクト担当 2009年４月　当社ＲＳＧ営業部担当 当社特機事業部長 2011年４月　当社メディアプロダクション部門担当（現） 当社ＲＳＧ営業部長 2012年４月　当社ＲＳＧカンパニー取締役海外営業部長（現）	27,347株
4	柳瀬和也 ［やなせ かずや］ (1960年10月21日生)	1989年10月　当社入社 1999年６月　当社ＣＫプロジェクト部長 2001年１月　当社ピアノ開発部長 2002年４月　当社執行役員 2005年４月　当社ＣＫ開発部門担当 2005年６月　当社取締役就任（現） 2006年４月　当社ＣＫ事業部門担当 2007年４月　当社品質保証部担当（現） 2008年４月　当社ＣＫ開発部門担当 2010年４月　当社技術部門担当 2011年４月　当社ＭＩ開発部門担当（現）	10,072株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	池上 嘉宏 ［いけがみ よしひろ］ (1959年11月４日生)	1978年３月　当社入社 1990年４月　ボス(株)へ転籍 1999年６月　同社取締役就任 2002年７月　同社取締役社長就任 2007年４月　当社執行役員生産部門担当 2007年６月　当社取締役就任（現） 当社生産部門担当（現） 2008年３月　当社資材部長 2009年12月　当社プロダクション部長 2011年９月　当社資材部長	10,145株
6	木下 裕史 ［きのした ひろし］ (1958年11月18日生)	1981年３月　当社入社 2001年８月　当社人事部長 2005年６月　当社執行役員 2009年４月　当社総務部担当 当社情報システム部担当 2009年６月　当社取締役就任（現） 2009年７月　当社総務・人事部門担当（現） 2012年４月　当社総務・人事部長（現）	9,427株
7	三木 純一 ［みき じゅんいち］ (1955年３月１日生)	1977年３月　当社入社 1994年４月　当社細江プロジェクト部マネージャー 1994年６月　当社取締役就任 1996年10月　当社開発担当 1999年６月　当社常務取締役就任 2000年４月　当社都田開発部長 2001年１月　当社マーケティング企画室長 当社新規−Ｉ開発部長 2001年８月　当社開発部門担当 2002年４月　当社取締役就任 当社技術サポート部門担当 2003年６月　当社品質保証部担当 2005年７月　当社技術スタッフ部門担当 2006年４月　当社開発スタッフ部門担当 2006年10月　当社クラシックプロジェクト担当 2007年６月　当社執行役員 2008年10月　当社クラシック開発部長 2010年６月　当社取締役就任（現） 2011年４月　当社オルガン・クラシック開発部門担当 2012年４月　当社オルガン開発部門担当（現） 当社オルガン開発部長（現）	7,635株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	湯川　純郎 ［ゆかわ　あつお］ (1961年３月26日生)	1986年４月　当社入社 1998年４月　当社プロジェクトサポート部 マネージャー 2001年１月　当社グループ・特機開発部長 2001年８月　当社グループ開発部長 2002年４月　当社執行役員 当社パーカッション開発部担当 当社ＭＩ－１開発部長 2004年４月　当社ＭＩ開発部長 2006年４月　当社シンセサイザー開発部長 2009年１月　当社技術開発部長（現） 2011年６月　当社取締役就任（現） 2011年７月　当社技術部門担当（現）	6,080株
9	富田　高宏 ［とみた　たかひろ］ (1964年３月28日生) ※	1991年１月　当社入社 2000年４月　エディロール　インターナショナル (株)へ転籍 2004年４月　当社ＤＴＭＰ営業部長 2005年４月　当社営業企画部長 2009年４月　当社執行役員（現） 当社営業サポート部担当 当社物流システム部担当 当社カスタマーセンター担当 当社マーケティング部長 2010年４月　当社営業業務部担当 2011年４月　当社ＣＫ営業部担当（現） 当社スクール運営部担当（現） 当社国内営業部長（現） 2011年７月　当社マーケティング部担当（現） 2012年４月　当社海外営業部担当（現） 当社アジア営業部担当（現）	657株
10	John Booth ［ジョン・ブース］ (1950年２月８日生)	1996年３月　Roland（U.K.）Ltd.入社 同社代表取締役社長就任 2006年６月　当社取締役就任（現） 2010年１月　Roland（U.K.）Ltd.取締役会長就任 （重要な兼職の状況） Roland（U.K.）Ltd.取締役	―株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
11	佐藤 克昭 ［さとう かつあき］ (1944年１月26日生)	1966年４月　(株)静岡銀行入行 1977年12月　財団法人静岡経済研究所へ出向 1998年６月　同財団法人専務理事就任 1999年１月　(株)静岡銀行退職、同財団法人へ転籍 2005年６月　同財団法人副理事長就任 2007年６月　同財団法人顧問就任 2008年６月　同財団法人退職 佐藤経済研究所所長就任（現） 当社取締役就任（現） 2009年４月　浜松学院大学教授就任（現） （重要な兼職の状況） 佐藤経済研究所所長、浜松学院大学教授	4,803株

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。

２．ジョン・ブース氏は、当社の製品販売先であるRoland（U.K.）Ltd.の取締役であります。

３．その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

４．社外取締役候補者に関する事項

佐藤克昭氏は、社外取締役候補者であります。同氏に関する事項は次のとおりであります。

① 同氏は、長年にわたる企業経営及び経済の研究、事業支援等の豊富な経験と幅広い見識から、既に当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場で監督及び助言をいただいており、今後も引続き当社取締役会に対して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

② 当社は、同氏を東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

③ 同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役 川島　実、前川三喜男の２名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	前川三喜男 ［まえかわ　みきお］ (1942年11月30日生)	1965年10月　公認会計士今井富夫事務所入所 （現　有限責任監査法人トーマツ） 1988年４月　同法人社員就任 1988年５月　同法人代表社員就任 1997年６月　同法人退職 1997年７月　公認会計士前川三喜男事務所を設立 税理士開業登録 2001年６月　伊勢湾海運(株)社外監査役就任（現） 2002年６月　石塚硝子(株)社外監査役就任（現） 2004年４月　愛知淑徳大学准教授就任 2004年６月　当社監査役就任（現） 2009年４月　愛知淑徳大学教授就任（現） 2010年４月　プレミアム監査法人代表社員就任（現）	6,242株
2	細井為行 ［ほそい　ためゆき］ (1943年４月５日生) ※	1967年４月　警察庁入庁 1969年６月　同庁退職 1972年４月　第一東京弁護士会 弁護士登録 ブラウン・守谷・帆足・窪田法律事務所入所 1978年１月　リリック・マクホーズ・チャールズ法律事務所（米国カリフォルニア州）　客員弁護士 1979年４月　有泉・平塚・錦法律事務所入所 1991年１月　青木・クリステンセン・野本法律事務所入所 1994年４月　静岡県弁護士会 弁護士登録 細井法律事務所を設立（現） 2008年２月　中部債権回収(株)社外取締役就任（現）	―株

（注）１．※印は新任の監査役候補者であります。

２．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．前川三喜男氏及び細井為行氏は社外監査役候補者であります。

社外監査役としての特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とし、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由は次のとおりであります。

① 前川三喜男氏は、公認会計士として豊富な経験及び幅広い見識を有し、引き続き独立した立場から監査をいただくことにより、当社監査体制の強化に資するとともに、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断したものであります。

② 細井為行氏は、弁護士として豊富な経験及び幅広い見識を有し、独立した立場から監査をいただくことにより、当社監査体制の強化に資するとともに、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断したものであります。

(2) 前川三喜男氏は現在当社の監査役であり、当社の監査役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって８年となります。

(3) 前川三喜男氏及び細井為行氏は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、前川三喜男氏については引き続き、細井為行氏については新たに両証券取引所に独立役員として届け出る予定です。

第４号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件

当社は、2010年５月７日開催の取締役会において、株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とした当社株式の大量取得行為に関する新たな対応方針（買収防衛策）（以下「現行プラン」といいます。）の導入を決議し、2010年６月18日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。現行プランの有効期間は、2010年６月18日開催の定時株主総会の終結の時から2012年３月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとされているため、現行プランは、本総会の終結の時をもって失効することになります。

当社は、現行プラン導入後も、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における買収防衛策のあり方につき、その後も検討を重ねてまいりました。その結果、2012年５月９日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ(2)）として、本総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、現行プランの内容を一部改定したプラン（以下「本プラン」といいます。）を継続導入することを決定いたしました。つきましては、本プランの継続導入についてのご承認をお願いするものであります。

1．提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。こうした大量買付の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本プラン継続導入の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記 (1) に記載した基本方針に沿って継続導入されるものです。

本プランの継続導入に関する当社の考え方は以下のとおりです。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、現在、当社が具体的に第三者から大量買付の提案を受けている事実はありません。2012年３月31日現在における当社の株式の状況は、本招集ご通知15頁「Ⅱ 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等に対する買付等（下記(2)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。）。

(b) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用、株主意思確認株主総会の開催

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程[1]に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務又は当社の業務分野に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランの継続導入時において予定される独立委員会の委員の氏名及び略歴は、本招集ご通知56頁「独立委員会委員の候補者」に記載のとおりです。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し（その詳細は下記(2)「本プランの発動に係る手続」(g)をご参照ください。以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当て等の実施に関しての株主の皆様の意思を確認することがあります。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、次の①又は②に該当する買付その他の取得もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下、併せて「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

① 当社が発行者である株券等[2]について、保有者[3]の株券等保有割合[4]が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等[5]について、公開買付[6]に係る株券等の株券等所有割合[7]及びその特別関係者[8]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

買付者等は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言（条件又は留保等が付されていないものとします。）等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社が交付した書式に従い、当社に対して、次の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。当社取締役会又は独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、係る情報を追加的に提供して

いただきます。

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者[9]、特別関係者、買付者等を被支配法人等[10]とする者の特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴又は沿革、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等に関する情報を含みます。）

② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）

③ 買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容

④ 買付等の価額の算定根拠

⑤ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報

⑥ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

⑦ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書並びに当社取締役会及び独立委員会が追加提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（世界20カ国に展開する子会社及び関連会社合計44社を含む当社グループの事業規模より、当社グループ内での情報収集に要する時間並びに情報を多面的に分析・検討・評価する必要性に鑑み、原則として60日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと独立委員会が認め

た場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(e)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉を行うことができるものとし、また、株主の皆様に対する当社の代替案の提示を行うことができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉などを行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その２（以下「発動事由その２」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

（ⅰ） 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ⅱ） 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨を勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告等を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記の(g)に基づき株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、本新株予約権無償割当て等の実施又は不実施

に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思確認株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ⅱ)ある買付等について発動事由その２の該当可能性が問題となっている場合で、取締役会が善管注意義務に照らし株主意思確認株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、会社法及び当社の定款に基づき、株主意思確認株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規定等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認株主総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、次のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、次の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

発動事由その１

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（当該買付等の内容を判断するため又は当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要とされる時間・情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その２

以下の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である

場合

① 株券等を買い占め、その株券等につき当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の種類・価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループのブランド価値並びに従業員、取引先、顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式１株に

つき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り１株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、原則として１ヶ月間から６ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者[11]、(ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(ⅲ)特定大量買付者[12]、(ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)乃至(ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)乃至(v)記載の者の関連者[13]（以下、(i)乃至(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、一定の例外事由[14]が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予

約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

（j）その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本総会の終結後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

(6) 本プランの廃止及び修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社取締役会により本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い変更又は廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの継続導入の承認に係る本総会決議の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、2012年５月９日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以　上

1 独立委員会規程の概要は、以下のとおりです。
・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務分野に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・独立委員会委員の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
・独立委員会は、①本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施、②本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について決定等を行うものとする。
・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故ある時その他やむを得ない事由がある時は、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。
2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。
4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下②において同じとします。
6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。
10 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
11 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。
12 「特定大量買付者」とは、公開買付によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注12において同じとします。）の買付等（同法第27

の2第1項に定義されます。以下、本脚注12において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

14 具体的には(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

独立委員会委員の候補者

本プラン継続導入当初の独立委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

佐藤　克昭（さとう　かつあき）

1966年４月　株式会社静岡銀行入行
1999年１月　株式会社静岡銀行退職、財団法人静岡経済研究所へ転籍
2005年６月　同財団法人副理事長就任
2007年６月　同財団法人顧問就任
2008年６月　佐藤経済研究所所長就任（現職）
2008年６月　当社 社外取締役就任（現職）
2009年４月　浜松学院大学教授就任（現職）

前川　三喜男（まえかわ　みきお）

1988年５月　監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)代表社員就任
1997年７月　公認会計士前川三喜男事務所設立、税理士開業登録
2001年６月　伊勢湾海運株式会社社外監査役就任（現職）
2002年６月　石塚硝子株式会社社外監査役就任（現職）
2004年４月　愛知淑徳大学准教授就任
2004年６月　当社 社外監査役就任（現職）
2009年４月　愛知淑徳大学教授就任（現職）
2010年４月　プレミアム監査法人代表社員就任（現職）

細井　為行（ほそい　ためゆき）

1967年４月　警察庁入庁
1969年６月　同庁退職
1972年４月　第一東京弁護士会 弁護士登録
1972年４月　ブラウン・守谷・帆足・窪田法律事務所入所
1978年１月　リリック・マクホーズ・チャールズ法律事務所（米国カリフォルニア州）客員弁護士
1979年４月　有泉・平塚・錦法律事務所入所
1991年１月　青木・クリステンセン・野本法律事務所入所
1994年４月　静岡県弁護士会 弁護士登録
1994年４月　細井法律事務所設立（現職）
2008年２月　中部債権回収株式会社社外取締役就任（現職）

（注）細井為行氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者であり、本総会で監査役に選任された後に独立委員会の委員に就任する予定です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

記

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（但し、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

（２）パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（３）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（４）インターネットによる議決権行使は、2012年６月21日（木曜日）の午後５時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（１）議決権行使サイト（http://www.evote.jp）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「ＱＲコード」から議決権行使サイトへのアクセス方法

バーコード読取機能を備えた携帯電話等で、左の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトへアクセスしてください。なお、操作方法につきましては、お手持ちの携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。

※ＱＲコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

（２）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

（１）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（２）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

５．システム等に関するお問い合わせ先（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00）

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　　静岡県浜松市中区板屋町111番地の２
オークラアクトシティホテル浜松　４階　平安の間
電話（053）459－0111

交　通　　JR浜松駅北口下車　徒歩５分

○　駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。